

③ 費用負担の見直し

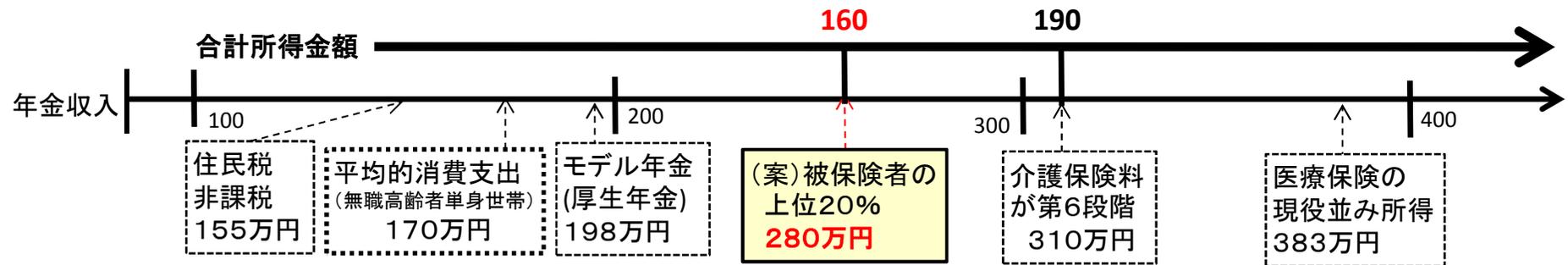
一定以上所得者の利用者負担の見直し

負担割合の引き上げ

- 保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、これまで一律1割に据え置いている利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上の所得の方の自己負担割合を2割とする。ただし、世帯の月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- モデル年金や平均的消費支出の水準を上回り、かつ負担可能な水準として、審議会では以下の案を中心に議論
案：被保険者の上位20%に該当する合計所得金額160万円以上の者＝年金収入280万円以上
- 要介護者の所得分布は、被保険者全体の所得分布と比較して低いため、被保険者の上位20%に相当する基準を設定したとしても、実際に影響を受けるのは、在宅サービスの利用者のうち15%程度、特養入所者の5%程度と推計。

自己負担2割とする水準(単身で年金収入のみの場合)

※年金収入の場合：合計所得金額＝年金収入額－公的年金等控除(基本的に120万円)



負担上限の引き上げ

自己負担限度額(高額介護サービス費)のうち、医療保険の現役並み所得に相当する者のみ引上げ

〈現行〉		〈見直し案〉	
	自己負担限度額(月額)		
一般	37,200円(世帯)	現役並み所得相当	44,400円
市町村民税世帯非課税等	24,600円(世帯)	一般	37,200円
年金収入80万円以下等	15,000円(個人)		

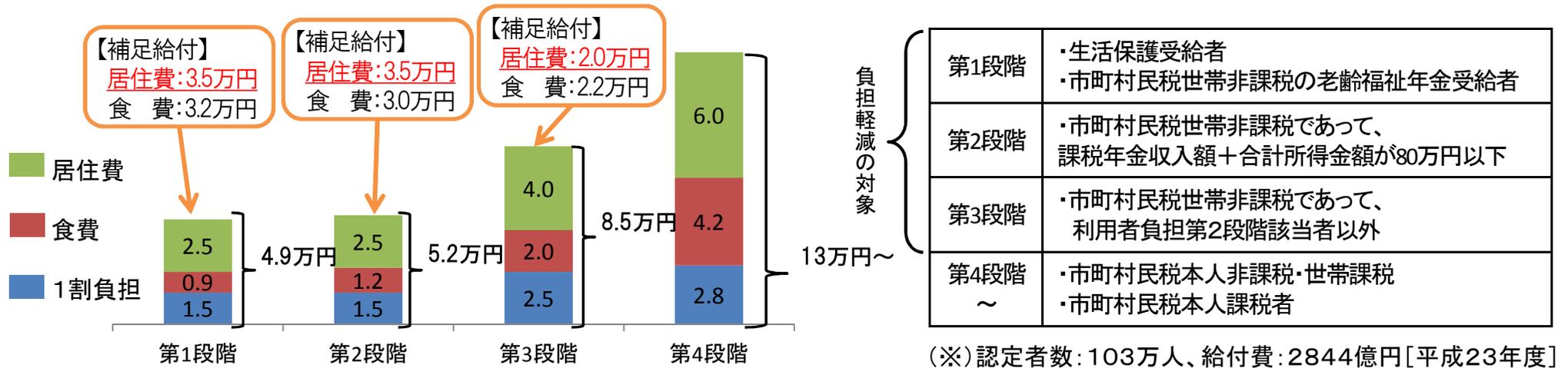
参考：医療保険の70歳以上の高額療養費の限度額

	自己負担限度額(現行/世帯単位)
現役並み所得者	80,100+医療費1% (多数該当:44,400円)
一般	44,400円
市町村民税非課税等	24,600円
年金収入80万円以下等	15,000円

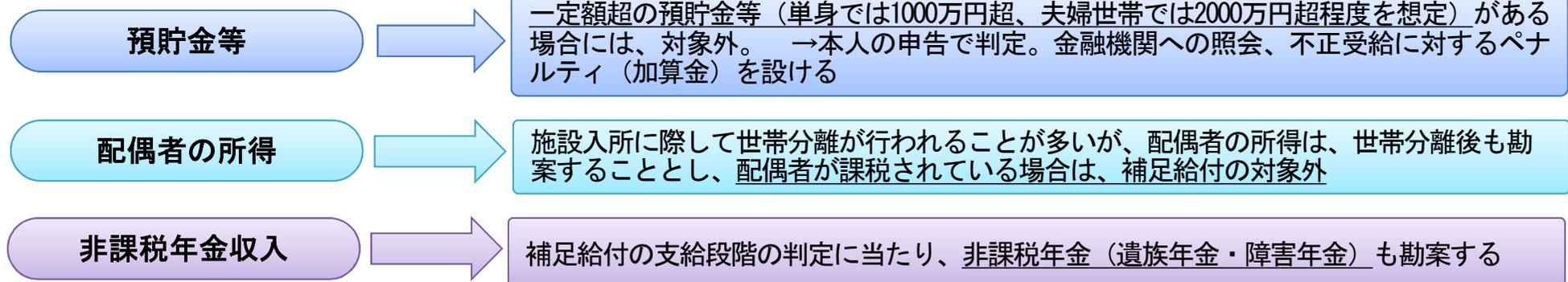
補足給付の見直し（資産等の勘案）

- 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。
- 福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金や不動産を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行う。

<現在の補足給付と施設利用者負担> ※ ユニット型個室の例

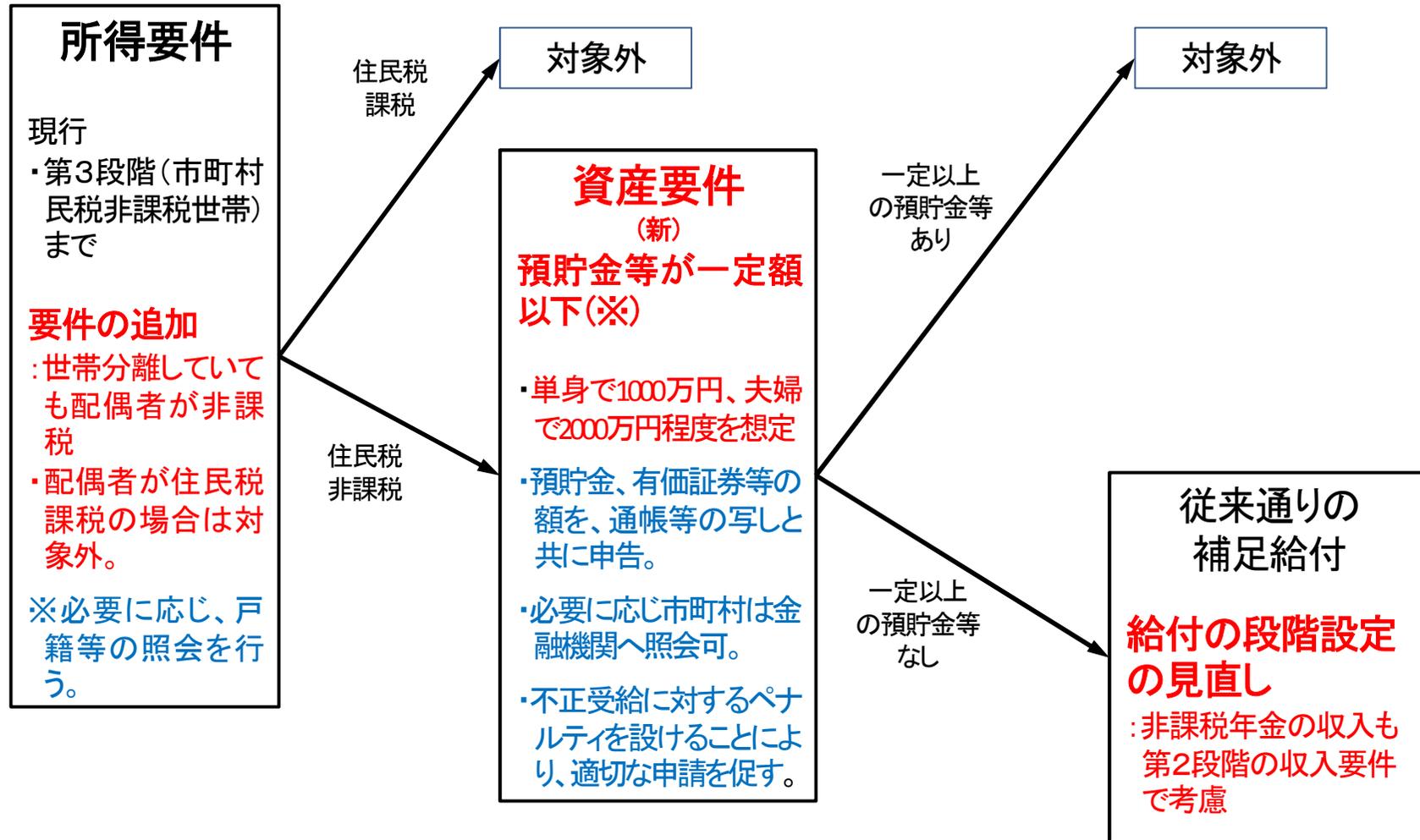


<見直し案>



※ 不動産については、一定の評価額超の居宅等の不動産を所有している場合には対象外とし、これを担保に補足給付相当額の貸付を行い、死後に回収する仕組みを検討したが、貸付の対象者、資産の評価等事業実施に向けた課題を更に整理し、委託先を確保できるようにすることが必要であり、引き続き検討。

補足給付の見直しのイメージ



※ 不動産については、一定の評価額超の居宅等の不動産を所有している場合には対象外とし、これを担保に補足給付相当額の貸付を行い、死後に回収する仕組みを検討したが、貸付の対象者、資産の評価等事業実施に向けた課題を更に整理し、委託先を確保できるようにすることが必要であり、引き続き検討。

預貯金等勘案関係の実務上の課題と対応の方向

○金融機関に照会する法的根拠。

○介護保険法第203条により銀行等への報告を求めることができることとされている。生活保護法の規定も同様の規定となっている。

○金融機関への照会の位置付け。

○適正な申告を促すための動機付けともなるもの。

○金融機関への照会に対する対応の確保

○基本的にサンプル調査となり、金融機関に重い負担をかけるものではないと考えるが、補足給付の申請書上あらかじめ金融機関等への調査の同意を得ることとすれば、金融機関の対応を得られやすくなるのではないか。

○預貯金等の確認の頻度等

○一度預貯金を確認した場合、それを一定期間有効とし、毎年提出までは求めないなど、事務負担に配慮した仕組みとすることを検討。

○有価証券の取り扱い

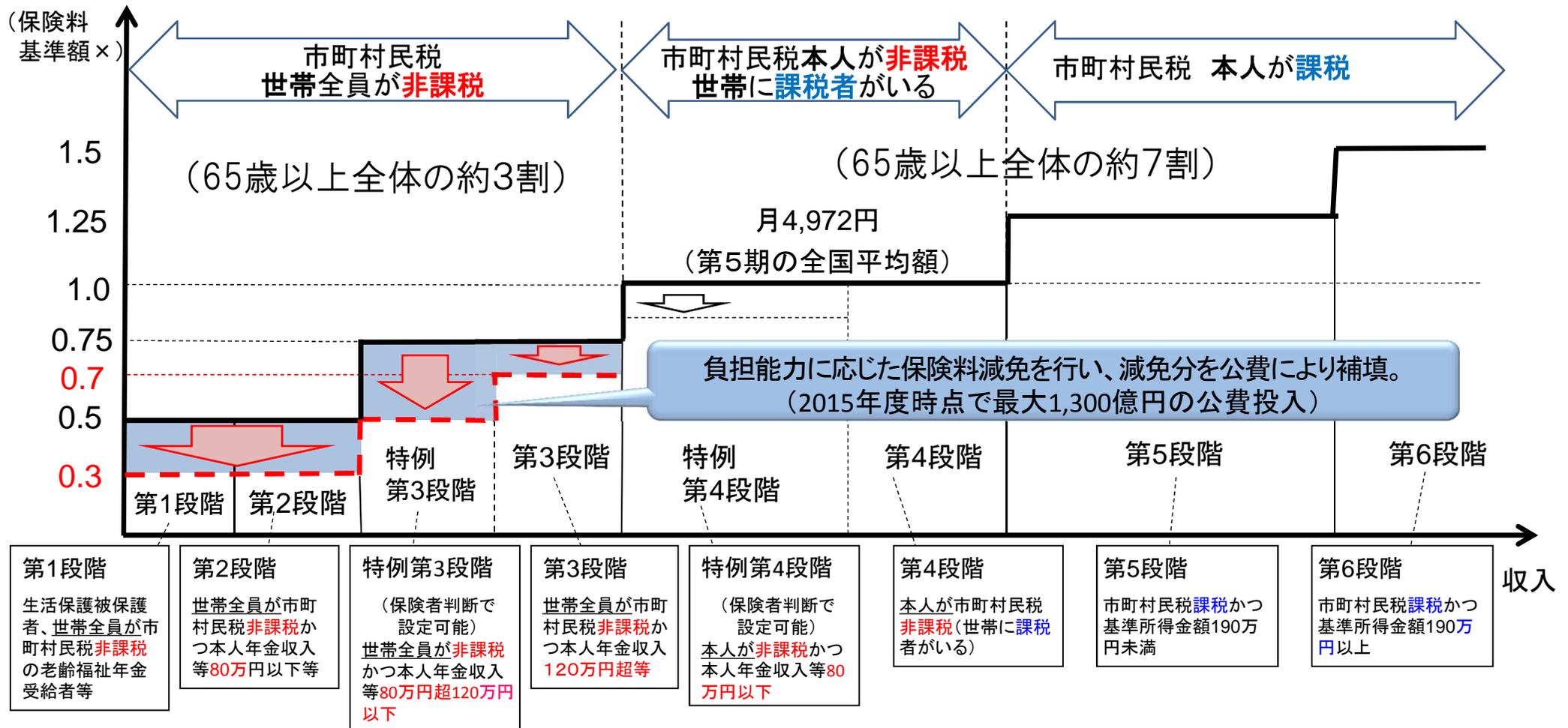
○証券会社を通じて有価証券を保有している場合には、評価額について証券会社の口座残高の写しにより確認は可能。

第1号保険料の低所得者軽減強化の検討イメージ

〔見直し案〕

- 給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化。
(公費負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- 平成27年度(第6期介護保険事業計画)から実施。

	現行	27年度～
第1・第2段階	0.5 →	0.3
特例第3段階	0.75 →	0.5
第3段階	0.75 →	0.7



④ 地域包括ケアシステム構築のための市町村支援について

医療・介護サービス提供体制改革推進本部について

医療・介護の従事者、施設、事業等の確保及び有効活用等を図り、効率的で質の高い医療・介護サービス提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応し、各自治体が地域の実情に応じて、地域包括ケアシステム（医療、介護、住まい、予防、生活支援が身近な地域で包括的に確保される体制）の構築を推進していくことを支援するためには、部局横断的な連携が求められることから、厚生労働省に医療・介護サービス提供体制改革推進本部を設置する。

本部

本部長：大臣
本部長代理：副大臣、政務官
副本部長：事務次官、厚生労働審議官

構成員：医政局長、老健局長、保険局長、社会・援護局長
審議官（老健、医療・介護地域連携担当）、
審議官（医療保険、医政、医療・介護連携担当）
審議官（社会・援護担当）

（平成25年10月11日設置）

医療・介護連携推進プロジェクトチーム

- 高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を行うため、医療計画と介護保険事業（支援）計画の連携、医療機能分化・連携や在宅医療・介護を進めるための新たな財政支援制度等について、関係部局で一体的に検討を行う。
- 主査を厚生労働審議官とし、副主査を医政局長、保険局長及び老健局長等とする。また、関係課室長を構成員とする。

地域包括ケアシステム推進プロジェクトチーム

- 地域包括ケアシステムの構築のための自治体支援その他の取組を行う。
 - ① 先進事例の収集・提供
 - ② 各種マニュアル、ツール等の作成・提供
 - ③ 見える化のシステム構築による自治体支援
 - ④ 都道府県単位での市町村セミナー、説明会等への講師派遣など、自治体への丁寧な説明
 - ⑤ 市町村をきめ細かく支援する方策の検討
- 今年度から来年度にかけて、自治体の第6期介護保険事業（支援）計画（中長期の見通しを含む）の策定作業に合わせ、自治体支援の活動を推進する。
- 主査を老健局長とし、副主査を医政局長、保険局長及び社会・援護局長等とする。また、関係課室長を構成員とする。

地域包括ケアシステム構築推進のための市町村支援の具体的な取組

1. 広報の推進

- 地域包括ケアシンポジウム(全国5か所、平成25年7月29日～8月8日)
- 地域包括ケアシステムの広報ホームページ立ち上げ(8月6日)
- 地域ケア会議活用推進事業全国会議(平成25年9月20日)
- 市町村セミナーの開催(平成25年11月8日、平成26年1月17日)
- 生活支援のコーディネーターに係るシンポジウム等の開催(今年度中目途、2カ所程度)
- 定期巡回・随時対応サービスに係るシンポジウムの開催(今年度中に3カ所で実施予定)
- 小規模多機能型居宅介護に係るシンポジウム等の開催(今年度中に実施予定)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/index.html

2. 介護保険事業計画の策定支援

- 第6期介護保険事業(支援)計画の策定準備等に係る担当者等会議(平成25年7月29日)
- 日常生活圏域ニーズ調査の調査項目例の提供(平成25年7月29日)、生活支援ソフトの改訂版の提供(平成25年12月)
- 第6期介護保険事業計画策定用ワークシート、ワークシートの手引書の作成(検討中、年度末に暫定版提供予定)

3. 介護・医療関連情報の「見える化」システム構築による自治体支援

- 介護保険総合データベース、国勢調査等の公的統計調査の情報を有効に活用できる形で地域包括ケア「見える化」システム(プロトタイプ)を通じて提供(平成26年2月中)。これにより、地方自治体は、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるようになる。

4. 事例集の作成・配布

- 事例集の第1版を提供(平成25年7月29日)
- 事例集の詳細版を作成・提供・ホームページでの周知
- 市町村介護予防強化推進事業(予防モデル事業)の好事例の紹介
- 定期巡回・随時対応サービスの事例集の作成(地方自治体、事業者、ケアマネジャー向け)
- 自立支援に資するケアプラン事例集の作成

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/dl/model.pdf

5. 各種マニュアルの作成・提供

- 「認知症ケアパス作成策定のための手引書」をホームページで周知
- 「認知症初期集中支援チーム員研修」テキストの作成(ホームページ公開予定)
- 地域ケア会議活用マニュアルの作成・提供

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dementia/>

6. 地方自治体における人材育成への支援

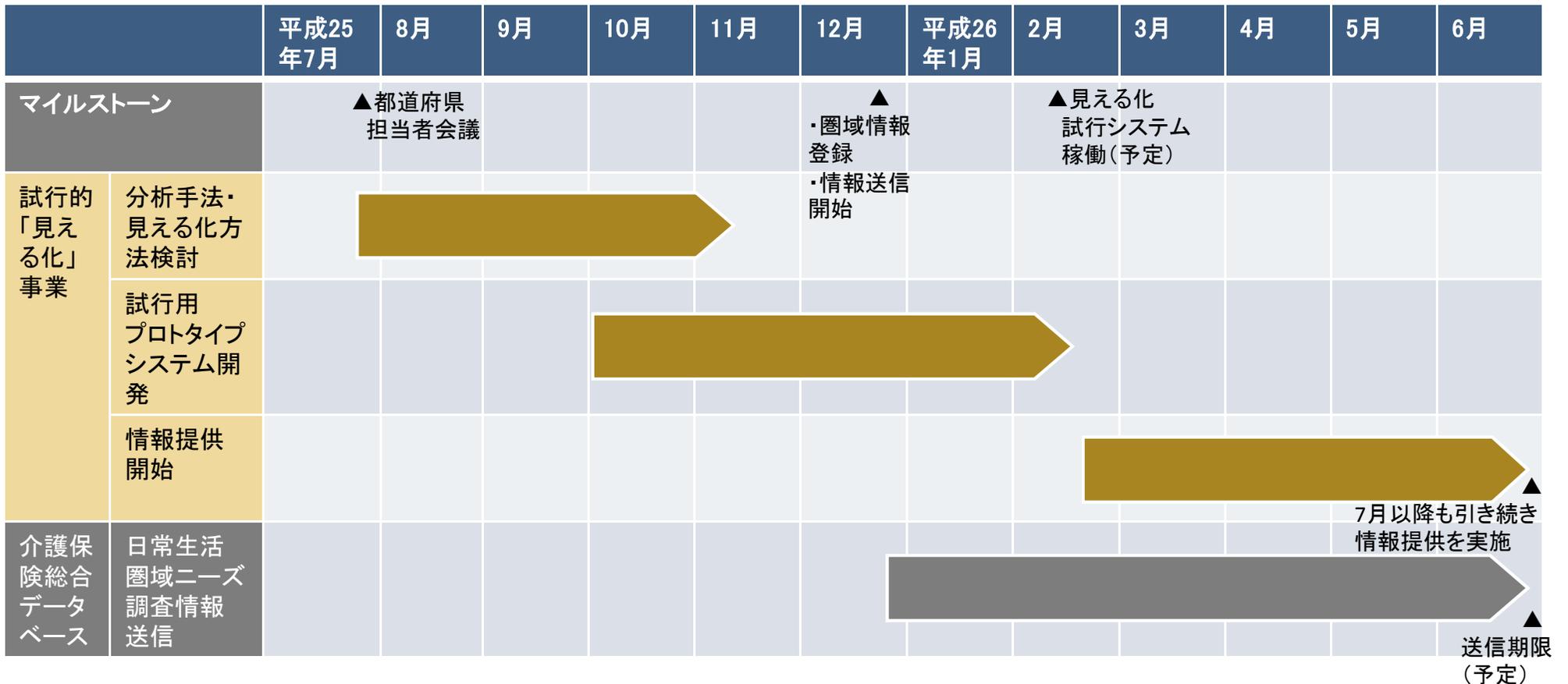
- 地方自治体の介護保険担当職員に対して、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築のための研修を充実する方策を検討

7. セミナー、説明会等への講師派遣

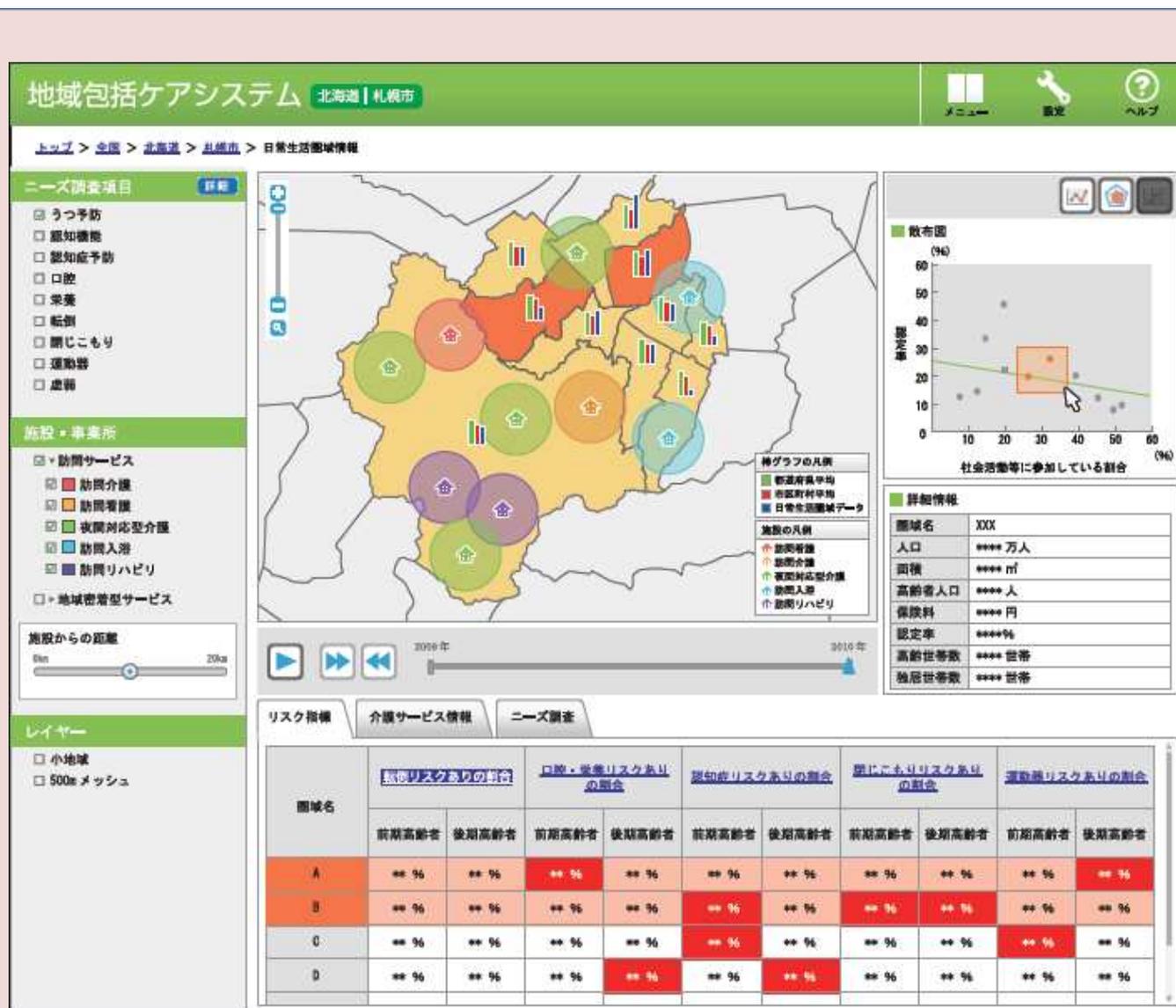
- 市町村向けセミナー、説明会等への講師派遣
- 地方自治体からの相談、情報連絡体制の整備検討

試行的「見える化」事業のスケジュール

- ✓ 平成25年度「見える化」事業は、試行用のプロトタイプシステムを開発・運用し、年度内を目途に試行的に保険者向けの情報提供を開始する。
- ✓ プロトタイプシステムは平成26年度についても引き続き運用を行う予定である。日常生活圏域ニーズ調査結果情報を送信する保険者については、平成26年6月頃までを目途に送信をお願いする。



平成25年度の試行的「見える化」事業について（イメージ②）



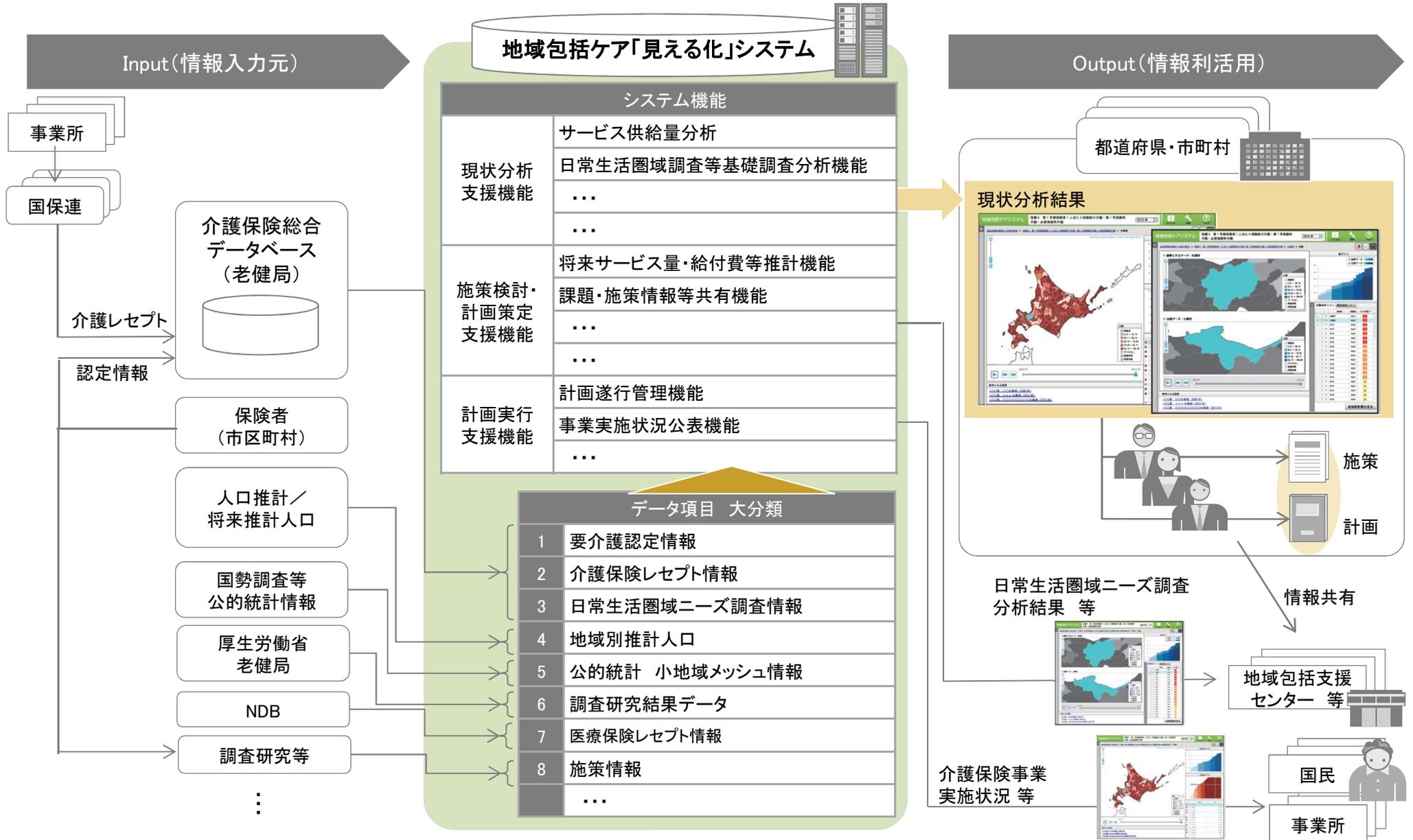
○日常生活圏域ニーズ調査の結果を提供いただく自治体については、介護保険総合データベース及び各種公的統計情報を活用し、「見える化」を行う。

○これにより、自治体内の圏域間比較だけでなく、全国等と圏域間比較を可能とし、より詳細な分析を可能とする。

○介護保険総合データベース及び各種公的統計情報を活用することで、日常生活圏域内の高齢者のリスク特性とサービス基盤との関係性等、従来困難であった分析を容易に可能とする。

平成26年度以降の介護・医療関連情報の「見える化」の推進（イメージ）

地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・二次医療圏・老人福祉圏・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように、介護・医療関連情報を、国民も含めて広く共有（「見える化」）するためのシステムの構築等を推進する



2. 震災復興に向けた今後の取組の推進について

- ① 窓口負担の免除・保険料の減免について
- ② 介護等のサポート拠点について
- ③ 地域支え合い体制作り事業について
- ④ 福島県相双地域等への介護職員等の応援について

東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の特別措置 (窓口負担・保険料の減免)

被災地全域

【震災発生(平成23年3月)から1年間】

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等^(注1)及び特定被災区域^(注2)の住民の方等について、窓口負担を免除・保険料を減免
- 国により**全額を財政支援**(平成23年度補正予算 及び 特別調整交付金)

※「特別調整交付金」とは、災害等による窓口負担・保険料減免などによる給付費増などを全国レベルで調整する交付金(国民健康保険制度等の仕組み)

避難指示区域等^(注1)

【平成24・25年度】

- 窓口負担・保険料の免除を**延長**
- 国により**全額を財政支援**(予算 及び 特別調整交付金)

【平成26年度(案)】

- ① **避難指示区域等^(注3)及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等^(注4)の住民**
 - 窓口負担・保険料の免除を**さらに1年延長**
 - 国により**全額を財政支援**(予算 及び 特別調整交付金)
- ② **旧緊急時避難準備区域等^(注4)の上位所得層^(注5)の住民**
 - <平成26年9月末まで>**
 - 窓口負担・保険料の免除を**さらに半年延長**
 - 国により**全額を財政支援**(予算 及び 特別調整交付金)
 - <平成26年10月以降>**
 - 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免を行うことができる
 - 財政負担が著しい場合に、国により**減免額の8/10以内の額を財政支援**(特別調整交付金)

特定被災区域^(注2)(避難指示区域等^(注1)以外)

【平成24年9月末まで】

- 窓口負担の免除及び保険料の減免を**延長**
- 国により**全額を財政支援**(特別調整交付金)

【平成24年10月以降】

- 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免を行うことができる
- 財政負担が著しい場合に、国により**減免額の8/10以内の額を財政支援**(特別調整交付金)

(注1) 平成25年度以前の欄における「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(注2) 「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3) 平成26年度の欄における「避難指示区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう。

(注4) 「旧緊急時避難準備区域等」とは、①旧緊急時避難準備区域、②既に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等をいう。

(注5) 「上位所得層」とは、医療保険では高額療養費の上位所得の判定基準等を参考に設定(国保では、年収約840万円以上)。介護保険では、その基準に相当する基準を設定。

(※) (注1)から(注4)の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方も含む。

概要・目的

- 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」を整備。
- 介護等のサポート拠点の設置・運営等のための費用として、平成23年度第一次補正予算70億円、第三次補正予算90億円、平成25年度予算で23億円、平成26年度予算(案)で15億円を計上。
(介護基盤緊急整備等臨時特例基金「地域支え合い体制づくり事業分」)

設置箇所数	岩手県	宮城県	福島県
115箇所	27箇所	62箇所	26箇所

※平成25年11月末日時点

サポート拠点の一例(宮城県岩沼市)

○仮設住宅に隣接する**既存の建物**(岩沼市総合福祉センター)内にサポート拠点を設置

※ 対象地域(周辺の仮設住宅)の状況 : 岩沼市里の杜地区 [戸数] 384戸

○サポート拠点周辺には、地域包括支援センターやデイサービス、医療機関等があることから、サポート拠点としては「総合相談」と「地域交流」に機能を特化し、既存のサービス資源を活用することで、総合的な機能を確保。



岩沼市総合福祉センター全景(里の杜サポートセンターが入っている施設)



主な機能

総合相談

デイサービス

居宅サービス等

(居宅介護支援、訪問介護)

配食サービス等の生活支援

地域交流



相談窓口正面



事務室内

介護等のサポート拠点の活動状況

【サポート拠点117箇所のアンケート調査等の結果(平成25年7月末日現在)】

総合相談

(実施箇所数:82箇所)

- 1日あたりの平均利用者は10名程度
- 月平均で24日開設

デイサービス

(実施箇所数:21箇所)

- 1日あたりの平均利用者は12名程度
- 月平均で21日開設
- 介護保険の通所介護の指定を受けている

配食サービス

(実施箇所数:16箇所)

- 1日あたりの平均利用者は11名程度
- 月平均で18日開設

地域交流サロン

(実施箇所数:68箇所)

- 1日あたりの平均利用者は16名程度
- 月平均で13日開設
- サロンでは、お茶会、ヨガ教室、おやつづくり、健康づくり教室、地域交流会等を開催

その他の独自事業

(実施箇所数:83箇所)

- 子どもの一時預かり・学童保育等(7箇所)
→1日あたり11名程度の利用。月平均で9日開設。
- その他、訪問・安否確認等(20箇所)、介護予防教室(27箇所)、外出支援(3箇所)等を実施。

地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成26年度予算額（案） 15億円

平成23年度1次補正予算額 70億円
 平成23年度3次補正予算額 90億円
 平成25年度当初予算額 23億円

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、23年度1次及び3次補正並びに25年度当初予算で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の期間の延長及び積み増しを行う。

- 積増先：介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業）
- 積増地域：宮城県（岩手県、福島県は基金の残余额で対応）
 ⇒ 25年度限りの基金を26年度まで延長
- 事業内容

① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の運営等

仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の運営等を推進する。

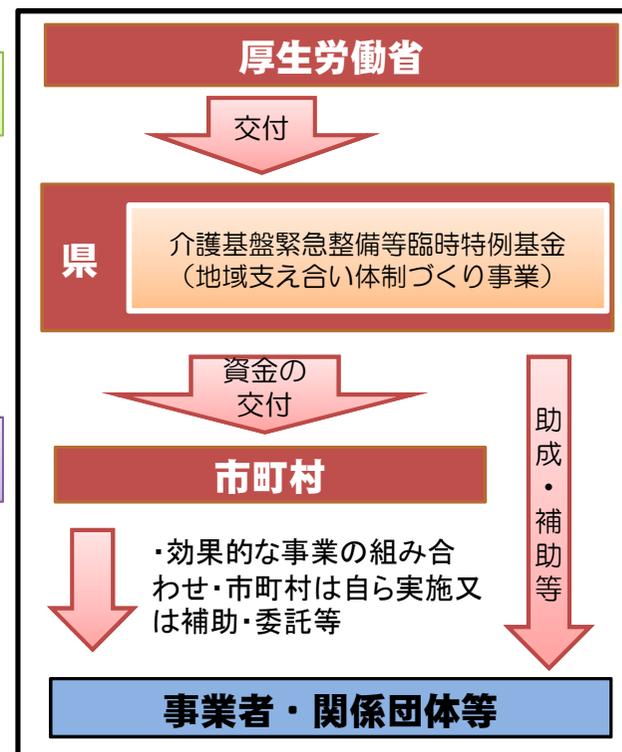
（取組例）総合相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援など

② 仮設住宅等における専門職種による相談・生活支援等

仮設住宅等（民間賃貸住宅や在宅等を含む。）の要介護者・障害者（児）等の安心した生活を支援するため、専門職種の者による相談や生活支援等を実施する。

（取組例）ケアマネージャー、MSW、PTなどにより構成された相談支援専門職チームの訪問による、高齢者等のニーズ把握、生活課題に関する関係機関へのつなぎ、地域のボランティアに対する助言など

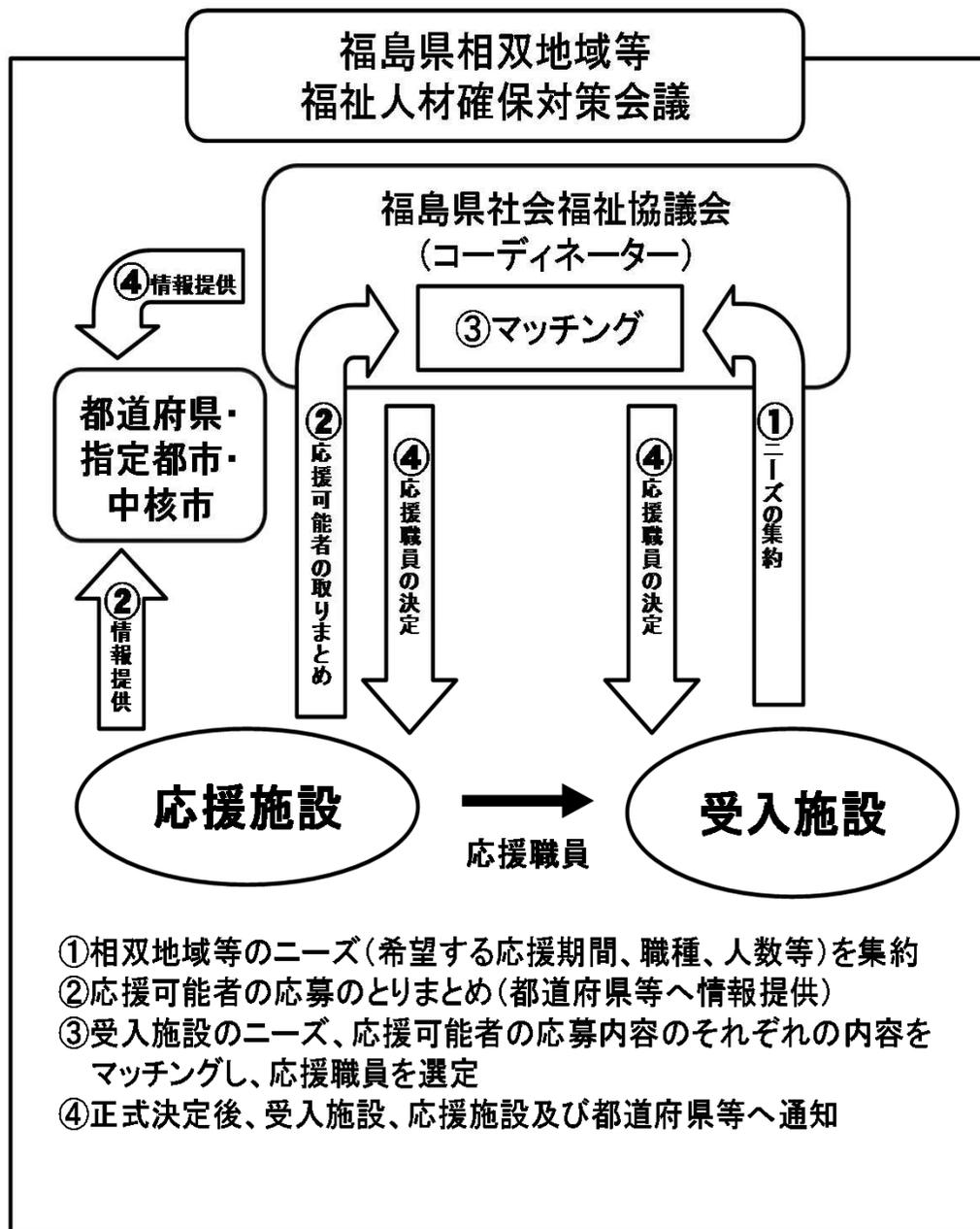
<参考> 事業実施までの流れ



福島県相双地域等への介護職員等の応援について

- 福島県相双地域等では、介護職員等の避難や離職により、特別養護老人ホーム等においてマンパワーが不足。
- このため、福島県と協働で、福島県社会福祉協議会などの関係団体の協力を得て、人材不足の解決に向けた検討の場として、「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置。
- 平成24年5月31日にこの会議を開催し、雇用確保対策を基本としつつ、応急的な対応として、近隣自治体から応援職員を募集し、相双地域等の施設の運営を支援することを決定。同年6月4日付で、厚労省から地方自治体に対し、応援可能職員の募集を依頼(募集開始)。
- 福島県の調査(H24.9)によれば未だ人材不足が改善されていないことから、事業期間を1年間延長し平成26年 3月31日までとすることとした。
また、応援先の対象地域を従来の相双地域、いわき市に加え、田村市の一部(旧緊急時避難準備区域)も対象とした。
(平成24年12月)
- 福島県の調査(H25.12)によれば未だ人材不足が改善されていないことから、事業期間を1年間延長し平成27年 3月31日までとすることとした。(平成26年1月)
- 応援施設と受入施設の条件のマッチングの結果、
平成24年 6月から平成25年12月末までの 延べ応援人数は 326名
平成26年 1月から平成26年3月末までの 延べ応援人数は 50名(見込み) 合計 376名(見込み)

(参考) 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業のイメージ



福島県相双地域等福祉人材確保対策会議
参加組織

福島県保健福祉部
福島県相双保健福祉事務所
福島県社会福祉協議会
福島県福祉人材センター
福島県社会福祉施設経営者協議会
福島県老人福祉施設協議会
福島県老人保健施設協会
全国社会福祉協議会
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
厚生労働省老健局
厚生労働省東北厚生局
厚生労働省福島労働局

平成 26 年度予算（案）の概要

老 健 局

平成26年度予算（案）（A） （うち、老健局計上分）	2兆7,184億円 （2兆2,212億円）
平成25年度当初予算額（B） （うち、老健局計上分）	2兆5,842億円 （2兆0,975億円）
差 引 （A－B） （うち、老健局計上分）	1,343億円 ＜対前年度伸率 5.2％＞ （1,237億円） ＜対前年度伸率 5.9％＞

※ 「老健局計上分」は、他局計上分（2号保険料国庫負担金等）を除いた額である。

※ 計数は「東日本大震災復興特別会計」に係る予算額を含む。

I 主要施策

○ 介護保険制度による介護サービスの確保【一部新規】	2兆6,899億円
○ 生活支援サービスの基盤整備【新規】	5億円
○ 認知症を有する人の暮らしを守るための施策の推進【一部新規】	32億円
○ 地域での介護基盤の整備	34億円
○ 介護・医療関連情報の「見える化」の推進【新規】	4億円
○ 低所得高齢者等の住まい・生活支援の推進【新規】	1.2億円
○ 訪問看護の供給体制の拡充【新規】	0.5億円
○ 高齢者のリハビリテーションの機能強化【新規】	0.5億円
○ 生涯現役社会の実現に向けた環境の整備	31億円
○ 福祉用具・介護ロボットの実用化の支援	0.8億円
○ 福祉用具の安全な利用・導入の推進【一部新規】	0.4億円
○ 介護保険制度改正に伴うシステム改修	40億円
○ その他主要事項	73億円

II 東日本大震災からの復興への支援

○ 介護等のサポート拠点に対する支援	15億円
○ 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置	45億円
○ 介護施設・事業所等の災害復旧に対する支援	24億円

I 主要施策

1. 介護保険制度による介護サービスの確保 2兆6,899億円

- 介護保険制度による介護サービスの確保 2兆6,899億円
地域包括ケアシステムの実現に向け、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅サービス、施設サービス等の増加に必要な経費を確保する。

(1) 介護給付費負担金 1兆6,680億円

各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。

(施設等給付費(※)においては、15%を負担)

※ 施設等給付費とは、都道府県知事等が指定権限を有する介護保険施設及び特定施設に係る介護給付費。

(2) 調整交付金 4,633億円

全市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。

(各市町村間の75歳以上の高齢者割合等に応じて調整)

(3) 2号保険料国庫負担金 4,943億円

(4) 地域支援事業交付金 642億円

要介護状態等となることを予防する事業を実施するとともに、地域における総合相談機能や包括的・継続的なマネジメント等を推進する。

また、以下の事業について、平成26年度から介護保険制度の地域支援事業に位置づけて取組を進める(それぞれの予算額は642億円の内数)。

- ・ 認知症に係る地域支援事業の充実【一部新規】【社会保障の充実】 17億円
(公費ベース：33億円)

認知症施策の人やその家族に対して早期に支援を行うため、「認知症初期集中支援チーム」の新設(100か所)や「認知症地域支援推進員」の配置(275か所→470か所)、認知症の人の家族への支援や多職種の協働研修などの事業について、充実を図る。

- ・ 生活支援サービスの基盤整備【新規】【社会保障の充実】 5億円
(公費ベース：10億円)

生活サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援サービスコーディネーター」を新たに配置する(平成26年度は、1,580保険者のうち1/5程度の市町村が実施することを想定)。

- (参考) 消費税率引上げに伴う負担増への対応【社会保障の充実】 170億円
(公費ベース：336億円)

消費税率引上げに伴う介護事業者への対応として、消費税増収分の財源を活用し、必要な介護報酬上の手当を行う。(介護報酬改定率 +0.63%)

2. 認知症を有する人の暮らしを守るための施策の推進 32億円

今後、高齢者の増加に伴い認知症の人は更に増加することが見込まれていることから、「認知症施策推進5か年計画」の着実な実施を図り、全国の自治体で、認知症の人とその家族が安心して暮らしていける支援体制を計画的に整備するため、次の取組を推進する。

① 認知症に係る地域支援事業の充実【一部新規】【社会保障の充実】【再掲】 17億円

以下の事業について、平成26年度から介護保険制度の地域支援事業に位置づけて安定的な財源を確保し、新規事業の創設と実施か所数の大幅増を図る。

ア 認知症初期集中支援チームの設置

保健師、介護福祉士等の専門家からなる「認知症初期集中支援チーム」が、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する（新規100か所）。

イ 認知症地域支援推進員の配置

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センター等に配置する（275か所→470か所）。

ウ 認知症ケア向上推進事業の実施

認知症ケアの向上を図るため、一般病院・介護保険施設などでの認知症対応能力の向上、認知症ケアに携わる多職種の協働研修、認知症高齢者グループホームなどでの在宅生活継続支援のための相談・支援を行うとともに、家族教室や認知症カフェ等による認知症の人とその家族への支援等の取組等を推進する（225か所→470か所）。

② 認知症施策の総合的な取組 15億円

ア 認知症疾患医療センター等の整備の促進

認知症の人とその家族に対する早期診断や早期対応を行うため、認知症の専門医療機関である認知症疾患医療センター等の整備の促進を図る（175か所→300か所）。

イ 市民後見人の養成とその活用への支援の推進

市民後見人の養成やその活動支援等、地域での市民後見の取組を推進する。

ウ その他の支援の実施

若年性認知症施策や医療従事者向けの研修等を実施する。

3. 地域での介護基盤の整備

34億円

- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金） 26億円
- 地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金） 8億円

地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者が住み慣れた地域での在宅生活を継続することができるよう、都市型軽費老人ホーム等の整備に必要な経費について財政支援を行うとともに、定期巡回・随時対応サービス、複合型サービス事業所等を開設する際の経費について財政支援を行う。

（参考1）基金の延長について

介護関係の2基金に係る以下の事業について、平成26年度まで実施期限を延長する。

- 「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」について
 - ・介護基盤の緊急整備特別対策事業
 - ・既存施設の sprinkler 等整備特別対策事業
 - ・認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業
 - ・地域支えあい体制づくり事業
 - ・介護等のサポート拠点に対する支援
 - ・介護基盤復興まちづくり整備事業
- 「介護職員処遇改善等臨時特例基金」について
 - ・施設開設準備等特別対策事業

（参考2）平成25年度補正予算案

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備の推進 292億円

小規模特別養護老人ホーム等の地域密着型の介護基盤整備を着実に進める。
また、介護基盤整備を着実に進めるため、施設開設のための費用を助成するとともに、定期巡回・随時対応サービスの円滑な実施に要する費用に対して補助を行う。
- 介護施設等の sprinkler 整備支援 60億円

介護施設等の防火対策を推進するため、sprinkler の設置等に要する費用に対して補助を行う。
- （独）福祉医療機構への政府出資（社会福祉施設・医療施設の防火対策の低利融資） 4.6億円

社会福祉施設や医療施設の耐震化や sprinkler の設置等を推進するため、（独）福祉医療機構が低金利かつ長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減できるよう、政府出資により同機構の財務基盤を強化する。

4. 介護・医療関連情報の「見える化」の推進

4 億円

○ 「見える化」推進事業 【新規】

4 億円

地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるよう、介護・医療関連情報の共有（「見える化」）のためのシステムの構築等を推進する。

5. 低所得高齢者等の住まい・生活支援の推進

1. 2 億円

○ 低所得高齢者等住まい・生活支援事業 【新規】

1. 2 億円

自立した生活を送ることが困難な低所得の高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉法人等が実施する、家賃の低い空家等を活用した住まいの確保の支援や、見守り・日常的な生活相談等の取組等について支援を行う。

6. 訪問看護の供給体制の拡充

5 2 百万円

○ 訪問看護供給体制拡充事業 【新規】

5 2 百万円

在宅療養を望む要支援・要介護者に対する訪問看護サービスの安定的かつ効率的な供給体制を拡充するために、都道府県が、地域の実情を踏まえた訪問看護サービスの確保のための施策を策定し、その内容を介護保険事業支援計画に掲載するとともに、訪問看護師の定着支援や訪問看護ステーションの規模拡大に向けた初期支援等を実施する費用に対して補助を行う。

7. 高齢者のリハビリテーションの機能強化

4 7 百万円

○ 高齢者リハビリテーションの機能強化モデル事業【新規】

4 7 百万円

急性期・回復期から生活期リハビリテーションへの円滑な移行と、リハビリテーションの理念を踏まえた「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかける観点から、二次医療圏単位の医療介護連携と、体操などを行う住民運営の通いの場を充実させるような地域づくりを推進するために、一部の都道府県及び市町村に対して実践を通じて技術的支援を行う。

8. 生涯現役社会の実現に向けた環境の整備

31億円

○ 高齢者生きがい活動促進事業

10百万円

生涯現役社会を実現し、企業退職高齢者などが地域社会の中で役割を持って生活できるよう、一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにも繋がり、介護予防や生活支援のモデルとなる有償ボランティア活動などの立ち上げを行う。

○ 高齢者地域福祉推進事業（老人クラブへの助成）

27億円

単位老人クラブが行う各種活動に対する助成や、都道府県・市町村老人クラブ連合会が行う老人クラブの活動促進に対する助成等を行う。

○ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）事業

97百万円

平成26年度に実施予定のねんりんピック（栃木大会）に対する助成を行う。

9. 福祉用具・介護ロボットの実用化の支援

83百万円

○ 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

83百万円

福祉用具や介護ロボットの実用化を支援するため、介護現場における機器の有効性の評価手法の確立、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施等を推進する。

10. 福祉用具の安全な利用・導入の推進

35百万円

○ 福祉用具臨床的評価事業【一部新規】

35百万円

福祉用具の安全な利用・導入を推進するために、製品に起因しない事故について、事件事例の収集分析を行い、安全な利用手法を提供する。

11. 介護保険制度改正に伴うシステム改修

40億円

○ 介護保険制度改正に伴うシステム改修事業

40億円

平成 27 年度介護保険制度改正に伴い、介護給付審査支払事務を引き続き円滑に行えるよう、保険者等のシステムのプログラム修正を実施する。

(参考) 平成 25 年度補正予算案

○ 介護保険の審査支払システムの改修等

18億円

介護保険制度の安定的な運用を確保するため、介護給付審査支払システム等の緊急改修を行う。

12. その他主要事項

73億円

○ 介護支援専門員資質向上事業

85百万円

要介護者等の心身の状況、置かれている環境等を適切に把握し、自立した生活を支援する観点から、介護支援専門員が実務に就いた後も継続的に研修の機会を提供できるよう体系的に研修事業を行い、必要な知識・技能の習得を図る。

○ 介護サービス情報の公表制度支援事業

1億円

介護サービス情報の情報公表制度が着実に実施されるよう、都道府県が行う調査・公表業務、調査員の専門性を活用した相談体制の充実や調査員研修などについての事業を支援する。

○ 地域ケア会議活用推進等事業

1.6億円

地域包括ケアシステムの実現に向け、医療、介護等の多職種が協働し、高齢者の在宅生活を支援しながら、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく「地域ケア会議」の普及・定着を促進する。

○ 老人保健健康増進等事業

15億円

高齢者の健康づくり、介護予防、生きがい活動など、各種高齢者保健福祉サービスの充実について積極的に支援していくために必要な先駆的、試行的な調査研究事業等に対する助成を実施する。

Ⅱ 東日本大震災からの復興への支援

○東日本大震災からの復興への支援（介護分野） 85億円

○介護等のサポート拠点に対する支援 15億円

仮設住宅等に入居する高齢者等の日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流等の機能を有する「サポート拠点」の運営等に必要な経費について、引き続き財政支援を行う。

※ 被災県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（介護等のサポート拠点に対する支援分）の期間の延長についても併せて行う。

○避難指示区域等での介護保険制度の特別措置 45億円

東京電力福島第一原発の事故により設定された避難指示区域等の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を延長する場合には、引き続き保険者の負担を軽減するための財政支援を行う。

○介護施設・事業所等の災害復旧に対する支援 24億円

東日本大震災で被災した介護施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成26年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

（参考）平成25年度補正予算案

○介護施設等の災害復旧事業 29億円

東日本大震災からの復興の加速化を図るため、被災した介護施設等について、平成25年度中に着工可能な災害復旧事業について補助を行う。

老健局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当(係)	担当者	内線
1-① 制度改正の全体像について(P.2～)	総務課	企画法令	水野、前田	3915, 3919
1-② ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し(P.12～)	振興課	総務係	佐々木	3934
1-② ・地域支援事業の充実に併せた予防給付の見直し(P.25～)	振興課	総務係	佐々木	3934
1-② ・在宅サービスの見直し(P.33～)	振興課	総務係	佐々木	3934
1-② ・特別養護老人ホームの重点化(P.36～)	高齢者支援課	総務係	成瀬	3924
1-② ・サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用(P.37～)	介護保険計画課	総務係	本間	2265
1-② ・介護サービス情報公表制度の見直し(P.38～)	振興課	総務係	佐々木	3934
1-② ・介護人材関係(P.39～)	振興課	総務係	佐々木	3934
1-③ 費用負担の見直し(P.44～)	介護保険計画課	総務係	本間	2265
1-④ 地域包括ケアシステム構築のための市町村支援について(P.50～)	振興課	総務係	佐々木	3934
2-① 窓口負担の免除・保険料の減免について(P.59～)	介護保険計画課	総務係	本間	2265
2-② 介護等のサポート拠点について(P.60～)	振興課	総務係	佐々木	3934
2-③ 地域支え合い体制作り事業について(P.62～)	振興課	総務係	佐々木	3934
2-④ 福島県相双地域への介護職員等の応援について(P.63～)	高齢者支援課	総務係	成瀬	3924
3 平成26年度予算案について(P.65～)	書記室	経理係	平田	3903